

付 録

1. 年次別人口増減数及び動態別増減数等の推移

(1月～12月)

年 別	人口総数 (1月1日現在)	増減数	増減率	自 然 動 態				社 会 動 態 ^{注)}				
				出 生	死 亡	増減数	増減率	転 入	転 出	その他	増減数	増減率
	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	人	%
昭和36 (1961)	2,319,809	49,902	2.15			20,046	0.86				29,856	1.29
37 (1962)	2,369,711	73,845	3.12			21,479	0.91				52,366	2.21
38 (1963)	2,443,556	83,473	3.42			27,964	1.14				55,509	2.27
39 (1964)	2,527,029	104,159	4.12			30,026	1.19				74,133	2.93
40 (1965)	2,631,188	91,121	3.46			33,603	1.28				57,518	2.19
41 (1966)	2,722,309	84,113	3.09			20,986	0.77				63,127	2.32
42 (1967)	2,806,422	133,072	4.74			42,889	1.53				90,183	3.21
43 (1968)	2,939,494	139,993	4.76			42,839	1.46				97,154	3.31
44 (1969)	3,079,487	166,819	5.42	64,398	19,747	44,651	1.45	245,487	133,794	10,475	122,168	3.97
45 (1970)	3,246,306	156,265	4.81	70,601	20,760	49,841	1.54	254,721	144,411	-3,886	106,424	3.28
46 (1971)	3,402,571	149,334	4.39	75,049	20,185	54,864	1.61	249,164	154,198	-496	94,470	2.78
47 (1972)	3,551,905	157,855	4.44	78,044	19,742	58,302	1.64	257,914	159,774	1,413	99,553	2.80
48 (1973)	3,709,760	160,522	4.33	81,040	21,042	59,998	1.62	269,310	169,704	918	100,524	2.71
49 (1974)	3,870,282	155,360	4.01	81,417	21,713	59,704	1.54	262,525	164,766	-2,103	95,656	2.47
50 (1975)	4,025,642	151,427	3.76	77,088	21,585	55,503	1.38	238,639	162,611	19,896	95,924	2.38
51 (1976)	4,177,069	119,841	2.87	75,840	21,752	54,088	1.29	230,206	165,412	959	65,753	1.57
52 (1977)	4,296,910	117,741	2.74	72,801	21,635	51,166	1.19	233,980	167,603	198	66,575	1.55
53 (1978)	4,414,651	129,569	2.93	71,847	21,889	49,958	1.13	246,606	167,734	739	79,611	1.80
54 (1979)	4,544,220	122,979	2.71	70,579	22,151	48,428	1.07	245,418	173,081	2,214	74,551	1.64
55 (1980)	4,667,199	91,725	1.97	65,945	22,916	43,029	0.92	236,128	172,046	-15,386	48,696	1.04
56 (1981)	4,758,924	96,872	2.04	66,842	23,598	43,244	0.91	224,856	171,813	585	53,628	1.13
57 (1982)	4,855,796	86,999	1.79	65,375	22,999	42,376	0.87	217,199	173,601	1,025	44,623	0.92
58 (1983)	4,942,795	77,710	1.57	64,642	24,702	39,940	0.81	210,019	172,432	183	37,770	0.76
59 (1984)	5,020,505	71,690	1.43	63,906	24,735	39,171	0.78	203,827	170,673	-635	32,519	0.65
60 (1985)	5,092,195	72,863	1.43	60,875	24,954	35,921	0.71	202,825	171,758	5,875	36,942	0.73
61 (1986)	5,165,058	71,594	1.39	58,087	25,529	32,558	0.63	207,292	169,206	950	39,036	0.76
62 (1987)	5,236,652	90,326	1.72	57,662	25,598	32,064	0.61	229,816	171,966	412	58,262	1.11
63 (1988)	5,326,978	95,677	1.80	56,648	27,229	29,419	0.55	240,831	176,287	1,714	66,258	1.24
64 (1989)	5,422,655	82,544	1.52	54,403	27,584	26,819	0.49	238,270	184,046	1,501	55,725	1.03
平成2 (1990)	5,505,199	65,178	1.18	53,730	28,960	24,770	0.45	237,708	194,592	-2,708	40,408	0.73
3 (1991)	5,570,377	71,720	1.29	54,533	29,644	24,889	0.45	238,222	193,311	1,920	46,831	0.84
4 (1992)	5,642,097	61,883	1.10	53,460	31,398	22,062	0.39	237,952	199,539	1,408	39,821	0.71
5 (1993)	5,703,980	54,425	0.95	53,973	32,141	21,832	0.38	232,992	202,005	1,606	32,593	0.57
6 (1994)	5,758,405	39,715	0.69	57,227	32,783	24,444	0.42	222,662	208,076	685	15,271	0.27
7 (1995)	5,798,120	6,247	0.11	55,248	34,526	20,722	0.36	215,698	205,420	-24,753	-14,475	-0.25
8 (1996)	5,804,367	29,349	0.51	55,961	33,917	22,044	0.38	209,223	202,637	719	7,305	0.13
9 (1997)	5,833,716	28,907	0.50	55,427	34,842	20,585	0.35	209,081	201,101	342	8,322	0.14
10 (1998)	5,862,623	32,373	0.55	56,011	36,737	19,274	0.33	210,822	198,379	656	13,099	0.22
11 (1999)	5,894,996	32,456	0.55	54,781	38,363	16,418	0.28	208,171	192,609	476	16,038	0.27
12 (2000)	5,927,452	6,944	0.12	56,242	37,446	18,796	0.32	208,251	194,497	-25,606	-11,852	-0.20
13 (2001)	5,934,396	38,629	0.65	55,300	38,049	17,251	0.29	212,871	192,251	758	21,378	0.36
14 (2002)	5,973,025	33,160	0.56	55,309	39,782	15,527	0.26	205,086	187,701	248	17,633	0.30
15 (2003)	6,006,185	27,081	0.45	53,538	40,771	12,767	0.21	207,073	190,246	-2,513	14,314	0.24
16 (2004)	6,033,266	17,337	0.29	54,029	41,971	12,058	0.20	195,135	188,902	-954	5,279	0.09
17 (2005)	6,050,603	10,213	0.17	51,401	44,131	7,270	0.12	196,019	186,846	-6,230	2,943	0.05
18 (2006)	6,060,816	22,340	0.37	52,492	45,000	7,492	0.12	197,865	183,020	3	14,848	0.24
19 (2007)	6,083,156	33,172	0.55	52,922	45,869	7,053	0.12	203,438	177,789	470	26,119	0.43
20 (2008)	6,116,328	37,330	0.61	52,897	47,177	5,720	0.09	203,069	172,992	1,533	31,610	0.52
21 (2009)	6,153,658	33,661	0.55	52,988	48,145	4,843	0.08	197,477	171,136	2,477	28,818	0.47
22 (2010)	6,187,319	29,708	0.48	52,625	50,377	2,248	0.04	183,829	171,160	14,791	27,460	0.44
23 (2011)	6,217,027	-10,693	-0.17	51,294	51,817	-523	-0.01	167,006	178,424	1,248	-10,170	-0.16
24 (2012)	6,206,334	-12,982	-0.21	49,768	53,432	-3,664	-0.06	162,355	170,926	-747	-9,318	-0.15
25 (2013)	6,193,352	-1,366	-0.02	49,194	53,772	-4,578	-0.07	167,276	160,294	-3,770	3,212	0.05
26 (2014)	6,191,986	6,252	0.10	47,653	54,034	-6,381	-0.10	171,888	156,453	-2,802	12,633	0.20
27 (2015)	6,198,238	26,501	0.43	48,147	56,685	-8,538	-0.14	185,161	163,182	13,060	35,039	0.57
28 (2016)	6,224,739	17,735	0.28	46,656	56,690	-10,034	-0.16	188,452	159,488	-1,195	27,769	0.45
29 (2017)	6,242,474	15,412	0.25	45,243	59,212	-13,969	-0.22	195,000	164,831	-788	29,381	0.47
30 (2018)	6,257,886	12,232	0.20	44,591	59,837	-15,246	-0.24	200,419	169,228	-3,713	27,478	0.44
31 (2019)	6,270,118	8,623	0.14	42,133	62,164	-20,031	-0.32	206,801	174,326	-3,821	28,654	0.46
令和2 (2020)	6,278,741	6,214	0.10	41,664	62,496	-20,832	-0.33	184,756	158,055	345	27,046	0.43
3 (2021)	6,284,955	-12,055	-0.19	39,802	65,720	-25,918	-0.41	173,297	156,296	-3,138	13,863	0.22
4 (2022)	6,272,900	-756	-0.01	38,266	72,317	-34,051	-0.54	209,373	172,969	-3,109	33,295	0.53
5 (2023)	6,272,144	101	0	37,150	73,594	-36,444	-0.58	214,009	175,205	-2,259	36,545	0.58
6 (2024)	6,272,245	1,430	0.02	35,587	75,235	-39,648	-0.63	218,120	175,892	-1,150	41,078	0.65

注) 転入及び転出とは県外との移動であり、その他は県内間の移動及び職権による記載・消滅等を含む。

2. 都道府県別

都道府県名	大正9年 1920	昭和5年 1930	昭和15年 1940	昭和22年 1947	昭和25年 1950	昭和30年 1955	昭和35年 1960 注)	昭和40年 1965	昭和45年 1970
全 国	55,963,053	64,450,005	73,114,308	78,101,473	84,114,574	90,076,594	94,301,623	99,209,137	104,665,171
千葉県順位	14位	16位	17位	10位	11位	11位	11位	10位	9位
北海道	2,359,183	2,812,335	3,272,718	3,852,821	4,295,567	4,773,087	5,039,206	5,171,800	5,184,287
青森県	756,454	879,914	1,000,509	1,180,245	1,282,867	1,382,523	1,426,606	1,416,591	1,427,520
岩手県	845,540	975,771	1,095,793	1,262,743	1,346,728	1,427,097	1,448,517	1,411,118	1,371,383
宮城県	961,768	1,142,784	1,271,238	1,566,831	1,663,442	1,727,065	1,743,195	1,753,126	1,819,223
秋田県	898,537	987,706	1,052,275	1,257,398	1,309,031	1,348,871	1,335,580	1,279,835	1,241,376
山形県	968,925	1,080,034	1,119,338	1,335,653	1,357,347	1,353,649	1,320,664	1,263,103	1,225,618
福島県	1,362,750	1,508,150	1,625,521	1,992,460	2,062,394	2,095,237	2,051,137	1,983,754	1,946,077
茨城県	1,350,400	1,487,097	1,620,000	2,013,735	2,039,418	2,064,037	2,047,024	2,056,154	2,143,551
栃木県	1,046,479	1,141,737	1,206,657	1,534,311	1,550,462	1,547,580	1,513,624	1,521,656	1,580,021
群馬県	1,052,610	1,186,080	1,299,027	1,572,787	1,601,380	1,613,549	1,578,476	1,605,584	1,658,909
埼玉県	1,319,533	1,459,172	1,608,039	2,100,453	2,146,445	2,262,623	2,430,871	3,014,983	3,866,472
千葉県	1,336,155	1,470,121	1,588,425	2,112,917	2,139,037	2,205,060	2,306,010	2,701,770	3,366,624
東京都	3,699,428	5,408,678	7,354,971	5,000,777	6,277,500	8,037,084	9,683,802	10,869,244	11,408,071
神奈川県	1,323,390	1,619,606	2,188,974	2,218,120	2,487,665	2,919,497	3,443,176	4,430,743	5,472,247
新潟県	1,776,474	1,933,326	2,064,402	2,418,271	2,460,997	2,473,492	2,442,037	2,398,931	2,360,982
富山県	724,276	778,953	822,569	979,229	1,008,790	1,021,121	1,032,614	1,025,465	1,029,695
石川県	747,360	756,835	757,676	927,743	957,279	966,187	973,418	980,499	1,002,420
福井県	599,155	618,144	643,904	726,264	752,374	754,055	752,696	750,557	744,230
山梨県	583,453	631,042	663,026	807,251	811,369	807,044	782,062	763,194	762,029
長野県	1,562,722	1,717,118	1,710,729	2,060,010	2,060,831	2,021,292	1,981,433	1,958,007	1,956,917
岐阜県	1,070,407	1,178,405	1,265,024	1,493,644	1,544,538	1,583,605	1,638,399	1,700,365	1,758,954
静岡県	1,550,387	1,797,805	2,017,860	2,353,005	2,471,472	2,650,435	2,756,271	2,912,521	3,089,895
愛知県	2,089,762	2,567,413	3,166,592	3,122,902	3,390,585	3,769,209	4,206,313	4,798,653	5,386,163
三重県	1,069,270	1,157,407	1,198,783	1,416,494	1,461,197	1,485,582	1,485,054	1,514,467	1,543,083
滋賀県	651,050	691,631	703,679	858,367	861,180	853,734	842,695	853,385	889,768
京都府	1,287,147	1,552,832	1,729,993	1,739,084	1,832,934	1,935,161	1,993,403	2,102,808	2,250,087
大阪府	2,587,847	3,540,017	4,792,966	3,334,659	3,857,047	4,618,308	5,504,746	6,657,189	7,620,480
兵庫県	2,301,799	2,646,301	3,221,232	3,057,444	3,309,935	3,620,947	3,906,487	4,309,944	4,667,928
奈良県	564,607	596,225	620,509	779,935	763,883	776,861	781,058	825,965	930,160
和歌山県	750,411	830,748	865,074	959,999	982,113	1,006,819	1,002,191	1,026,975	1,042,736
鳥取県	454,675	489,266	484,390	587,606	600,177	614,259	599,135	579,853	568,777
島根県	714,712	739,507	740,940	894,267	912,551	929,066	888,886	821,620	773,575
岡山県	1,217,698	1,283,962	1,329,358	1,619,622	1,661,099	1,689,800	1,670,454	1,645,135	1,707,026
広島県	1,541,905	1,692,136	1,869,504	2,011,498	2,081,967	2,149,044	2,184,043	2,281,146	2,436,135
山口県	1,041,013	1,135,637	1,294,242	1,479,244	1,540,882	1,609,839	1,602,207	1,543,573	1,511,448
徳島県	670,212	716,544	718,717	854,811	878,511	878,109	847,274	815,115	791,111
香川県	677,852	732,816	730,394	917,673	946,022	943,823	918,867	900,845	907,897
愛媛県	1,046,720	1,142,122	1,178,705	1,453,887	1,521,878	1,540,628	1,500,687	1,446,384	1,418,124
高知県	670,895	718,152	709,286	848,337	873,874	882,683	854,595	812,714	786,882
福岡県	2,188,249	2,527,119	3,094,132	3,178,134	3,530,169	3,859,764	4,006,679	3,964,611	4,027,416
佐賀県	673,895	691,565	701,517	917,797	945,082	973,749	942,874	871,885	838,468
長崎県	1,136,182	1,233,362	1,370,063	1,531,674	1,645,492	1,747,596	1,760,421	1,641,245	1,570,245
熊本県	1,233,233	1,353,993	1,368,179	1,765,726	1,827,582	1,895,663	1,856,192	1,770,736	1,700,229
大分県	860,282	945,771	972,975	1,233,651	1,252,999	1,277,199	1,239,655	1,187,480	1,155,566
宮崎県	651,097	760,467	840,357	1,025,689	1,091,427	1,139,384	1,134,590	1,080,692	1,051,105
鹿児島県	1,415,582	1,556,690	1,589,467	1,746,305	1,804,118	2,044,112	1,963,104	1,853,541	1,729,150
沖縄県	571,572	577,509	574,579	—	914,937	801,065	883,122	934,176	945,111

注) 長野県西筑摩郡山口村と岐阜県中津川市の境界紛争地域人口(男39人、女34人)は全国に含まれているが、長野県及び岐阜県のいずれにも含まれていない。
資料:国勢調査(総務省統計局)

人口推移（10月1日現在）

（単位：人）

昭和50年 1975	昭和55年 1980	昭和60年 1985	平成2年 1990	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	令和2年 2020
111,939,643 9位	117,060,396 8位	121,048,923 8位	123,611,167 7位	125,570,246 6位	126,925,843 6位	127,767,994 6位	128,057,352 6位	127,094,745 6位	126,146,099 6位
5,338,206	5,575,989	5,679,439	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733	5,224,614
1,468,646	1,523,907	1,524,448	1,482,873	1,481,663	1,475,728	1,436,657	1,373,339	1,308,265	1,237,984
1,385,563	1,421,927	1,433,611	1,416,928	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147	1,279,594	1,210,534
1,955,267	2,082,320	2,176,295	2,248,558	2,328,739	2,365,320	2,360,218	2,348,165	2,333,899	2,301,996
1,232,481	1,256,745	1,254,032	1,227,478	1,213,667	1,189,279	1,145,501	1,085,997	1,023,119	959,502
1,220,302	1,251,917	1,261,662	1,258,390	1,256,958	1,244,147	1,216,181	1,168,924	1,123,891	1,068,027
1,970,616	2,035,272	2,080,304	2,104,058	2,133,592	2,126,935	2,091,319	2,029,064	1,914,039	1,833,152
2,342,198	2,558,007	2,725,005	2,845,382	2,955,530	2,985,676	2,975,167	2,969,770	2,916,976	2,867,009
1,698,003	1,792,201	1,866,066	1,935,168	1,984,390	2,004,817	2,016,631	2,007,683	1,974,255	1,933,146
1,756,480	1,848,562	1,921,259	1,966,265	2,003,540	2,024,852	2,024,135	2,008,068	1,973,115	1,939,110
4,821,340	5,420,480	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,054,243	7,194,556	7,266,534	7,344,765
4,149,147	4,735,424	5,148,163	5,555,429	5,797,782	5,926,285	6,056,462	6,216,289	6,222,666	6,284,480
11,673,554	11,618,281	11,829,363	11,855,563	11,773,605	12,064,101	12,576,601	13,159,388	13,515,271	14,047,594
6,397,748	6,924,348	7,431,974	7,980,391	8,245,900	8,489,974	8,791,597	9,048,331	9,126,214	9,237,337
2,391,938	2,451,357	2,478,470	2,474,583	2,488,364	2,475,733	2,431,459	2,374,450	2,304,264	2,201,272
1,070,791	1,103,459	1,118,369	1,120,161	1,123,125	1,120,851	1,111,729	1,093,247	1,066,328	1,034,814
1,069,872	1,119,304	1,152,325	1,164,628	1,180,068	1,180,977	1,174,026	1,169,788	1,154,008	1,132,526
773,599	794,354	817,633	823,585	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740	766,863
783,050	804,256	832,832	852,966	881,996	888,172	884,515	863,075	834,930	809,974
2,017,564	2,083,934	2,136,927	2,156,627	2,193,984	2,215,168	2,196,114	2,152,449	2,098,804	2,048,011
1,867,978	1,960,107	2,028,536	2,066,569	2,100,315	2,107,700	2,107,226	2,080,773	2,031,903	1,978,742
3,308,799	3,446,804	3,574,692	3,670,840	3,737,689	3,767,393	3,792,377	3,765,007	3,700,305	3,633,202
5,923,569	6,221,638	6,455,172	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719	7,483,128	7,542,415
1,626,002	1,686,936	1,747,311	1,792,514	1,841,358	1,857,339	1,866,963	1,854,724	1,815,865	1,770,254
985,621	1,079,898	1,155,844	1,222,411	1,287,005	1,342,832	1,380,361	1,410,777	1,412,916	1,413,610
2,424,856	2,527,330	2,586,574	2,602,460	2,629,592	2,644,391	2,647,660	2,636,092	2,610,353	2,578,087
8,278,925	8,473,446	8,668,095	8,734,516	8,797,268	8,805,081	8,817,166	8,865,245	8,839,469	8,837,685
4,992,140	5,144,892	5,278,050	5,405,040	5,401,877	5,550,574	5,590,601	5,588,133	5,534,800	5,465,002
1,077,491	1,209,365	1,304,866	1,375,481	1,430,862	1,442,795	1,421,310	1,400,728	1,364,316	1,324,473
1,072,118	1,087,012	1,087,206	1,074,325	1,080,435	1,069,912	1,035,969	1,002,198	963,579	922,584
581,311	604,221	616,024	615,722	614,929	613,289	607,012	588,667	573,441	553,407
768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397	694,352	671,126
1,814,305	1,871,023	1,916,906	1,925,877	1,950,750	1,950,828	1,957,264	1,945,276	1,921,525	1,888,432
2,646,324	2,739,161	2,819,200	2,849,847	2,881,748	2,878,915	2,876,642	2,860,750	2,843,990	2,799,702
1,555,218	1,587,079	1,601,627	1,572,616	1,555,543	1,527,964	1,492,606	1,451,338	1,404,729	1,342,059
805,166	825,261	834,889	831,598	832,427	824,108	809,950	785,491	755,733	719,559
961,292	999,864	1,022,569	1,023,412	1,027,006	1,022,890	1,012,400	995,842	976,263	950,244
1,465,215	1,506,637	1,529,983	1,515,025	1,506,700	1,493,092	1,467,815	1,431,493	1,385,262	1,334,841
808,397	831,275	839,784	825,034	816,704	813,949	796,292	764,456	728,276	691,527
4,292,963	4,553,461	4,719,259	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556	5,135,214
837,674	865,574	880,013	877,851	884,316	876,654	866,369	849,788	832,832	811,442
1,571,912	1,590,564	1,593,968	1,562,959	1,544,934	1,516,523	1,478,632	1,426,779	1,377,187	1,312,317
1,715,273	1,790,327	1,837,747	1,840,326	1,859,793	1,859,344	1,842,233	1,817,426	1,786,170	1,738,301
1,190,314	1,228,913	1,250,214	1,236,942	1,231,306	1,221,140	1,209,571	1,196,529	1,166,338	1,123,852
1,085,055	1,151,587	1,175,543	1,168,907	1,175,819	1,170,007	1,153,042	1,135,233	1,104,069	1,069,576
1,723,902	1,784,623	1,819,270	1,797,824	1,794,224	1,786,194	1,753,179	1,706,242	1,648,177	1,588,256
1,042,572	1,106,559	1,179,097	1,222,398	1,273,440	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,433,566	1,467,480

3. 全国年齢別人口（令和2年10月1日現在）

（単位：人）

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	126,146,099	61,349,581	64,796,518	55～59歳	7,940,132	3,966,900	3,973,232
0～4歳	4,541,360	2,324,576	2,216,784	55	1,728,173	865,574	862,599
0	837,131	428,005	409,126	56	1,618,868	809,982	808,886
1	871,558	446,054	425,504	57	1,576,464	787,524	788,940
2	915,067	468,457	446,610	58	1,524,344	760,609	763,735
3	938,911	480,153	458,758	59	1,492,283	743,211	749,072
4	978,693	501,907	476,786	60～64歳	7,442,392	3,676,742	3,765,650
5～9歳	5,114,175	2,619,882	2,494,293	60	1,499,767	744,337	755,430
5	1,003,732	514,130	489,602	61	1,524,405	755,785	768,620
6	1,001,512	513,861	487,651	62	1,478,895	730,040	748,855
7	1,025,673	524,747	500,926	63	1,435,400	707,360	728,040
8	1,029,265	526,616	502,649	64	1,503,925	739,220	764,705
9	1,053,993	540,528	513,465	65～69歳	8,236,274	3,999,342	4,236,932
10～14歳	5,376,067	2,755,578	2,620,489	65	1,546,430	758,861	787,569
10	1,062,884	545,068	517,816	66	1,541,908	753,073	788,835
11	1,068,205	547,643	520,562	67	1,630,407	791,277	839,130
12	1,088,310	557,531	530,779	68	1,713,642	828,019	885,623
13	1,082,483	555,138	527,345	69	1,803,887	868,112	935,775
14	1,074,185	550,198	523,987	70～74歳	9,188,550	4,336,923	4,851,627
15～19歳	5,706,306	2,927,618	2,778,688	70	1,923,805	918,371	1,005,434
15	1,076,720	552,565	524,155	71	2,093,026	994,845	1,098,181
16	1,119,802	574,977	544,825	72	2,053,944	968,781	1,085,163
17	1,130,274	581,329	548,945	73	1,929,907	906,112	1,023,795
18	1,172,007	601,356	570,651	74	1,187,868	548,814	639,054
19	1,207,503	617,391	590,112	75～79歳	7,064,625	3,146,183	3,918,442
20～24歳	6,319,959	3,233,994	3,085,965	75	1,258,190	571,689	686,501
20	1,242,006	635,288	606,718	76	1,516,558	681,688	834,870
21	1,247,083	636,254	610,829	77	1,443,652	643,636	800,016
22	1,272,084	650,572	621,512	78	1,458,338	643,418	814,920
23	1,276,918	654,083	622,835	79	1,387,887	605,752	782,135
24	1,281,868	657,797	624,071	80～84歳	5,403,785	2,231,780	3,172,005
25～29歳	6,384,151	3,279,149	3,105,002	80	1,229,986	527,887	702,099
25	1,298,010	666,373	631,637	81	1,037,922	438,311	599,611
26	1,292,024	664,013	628,011	82	1,069,975	441,377	628,598
27	1,261,465	648,773	612,692	83	1,056,170	426,809	629,361
28	1,271,176	653,163	618,013	84	1,009,732	397,396	612,336
29	1,261,476	646,827	614,649	85～89歳	3,742,060	1,324,348	2,417,712
30～34歳	6,713,773	3,431,250	3,282,523	85	911,239	346,288	564,951
30	1,285,905	658,299	627,606	86	809,663	296,592	513,071
31	1,307,091	668,200	638,891	87	753,819	264,598	489,221
32	1,344,635	687,872	656,763	88	675,404	227,782	447,622
33	1,379,070	703,827	675,243	89	591,935	189,088	402,847
34	1,397,072	713,052	684,020	90～94歳	1,810,690	499,112	1,311,578
35～39歳	7,498,375	3,805,952	3,692,423	90	502,808	152,333	350,475
35	1,447,516	736,009	711,507	91	432,752	123,329	309,423
36	1,495,056	759,345	735,711	92	364,742	97,680	267,062
37	1,513,896	767,985	745,911	93	282,428	71,879	210,549
38	1,515,283	767,910	747,373	94	227,960	53,891	174,069
39	1,526,624	774,703	751,921	95～99歳	500,308	93,447	406,861
40～44歳	8,476,244	4,298,675	4,177,569	95	172,813	37,221	135,592
40	1,593,961	808,361	785,600	96	124,947	24,411	100,536
41	1,632,653	828,439	804,214	97	91,415	15,549	75,866
42	1,693,549	858,203	835,346	98	65,830	9,957	55,873
43	1,737,191	880,994	856,197	99	45,303	6,309	38,994
44	1,818,890	922,678	896,212	100歳以上	80,340	9,833	70,507
45～49歳	9,868,454	4,993,896	4,874,558				
45	1,893,286	959,382	933,904	（再掲）			
46	2,000,599	1,014,419	986,180	15歳未満	15,031,602	7,700,036	7,331,566
47	2,035,824	1,028,714	1,007,110	15～64歳	75,087,865	38,008,577	37,079,288
48	1,998,463	1,011,319	987,144	65歳以上	36,026,632	15,640,968	20,385,664
49	1,940,282	980,062	960,220	年齢別割合（%）			
50～54歳	8,738,079	4,394,401	4,343,678	15歳未満	11.9	12.6	11.3
50	1,880,236	948,528	931,708	15～64歳	59.5	62.0	57.2
51	1,849,855	931,255	918,600	65歳以上	28.6	25.5	31.5
52	1,805,010	908,002	897,008	平均年齢	47.6	46.0	49.2
53	1,799,068	904,190	894,878	年齢中位数	48.5	47.0	50.1
54	1,403,910	702,426	701,484				

資料：国勢調査（総務省統計局） 注）不詳補完値による

4. 千葉県年齢別人口（令和2年10月1日現在）

（単位：人）

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	6,284,480	3,117,987	3,166,493	55～59歳	389,963	199,871	190,092
0～4歳	221,786	113,351	108,435	55	87,338	44,819	42,519
0	40,628	20,706	19,922	56	80,571	41,447	39,124
1	42,575	21,808	20,767	57	77,258	39,702	37,556
2	44,953	22,942	22,011	58	73,081	37,273	35,808
3	45,898	23,467	22,431	59	71,715	36,630	35,085
4	47,732	24,428	23,304	60～64歳	349,377	175,637	173,740
5～9歳	249,474	128,212	121,262	60	70,965	35,968	34,997
5	49,282	25,370	23,912	61	71,259	36,165	35,094
6	48,665	25,019	23,646	62	68,737	34,534	34,203
7	50,056	25,716	24,340	63	67,377	33,745	33,632
8	49,931	25,720	24,211	64	71,039	35,225	35,814
9	51,540	26,387	25,153	65～69歳	395,447	192,686	202,761
10～14歳	265,363	136,186	129,177	65	73,721	36,340	37,381
10	52,326	27,025	25,301	66	73,085	35,990	37,095
11	52,972	27,272	25,700	67	78,120	37,826	40,294
12	53,688	27,519	26,169	68	83,083	40,358	42,725
13	53,343	27,290	26,053	69	87,438	42,172	45,266
14	53,034	27,080	25,954	70～74歳	461,353	218,592	242,761
15～19歳	284,126	145,955	138,171	70	94,024	45,119	48,905
15	52,998	27,129	25,869	71	102,562	48,762	53,800
16	54,992	28,169	26,823	72	101,842	48,272	53,570
17	55,121	28,297	26,824	73	100,066	47,192	52,874
18	59,189	30,399	28,790	74	62,859	29,247	33,612
19	61,826	31,961	29,865	75～79歳	367,559	168,333	199,226
20～24歳	331,458	170,666	160,792	75	65,288	29,860	35,428
20	64,470	33,396	31,074	76	79,880	36,562	43,318
21	65,045	33,738	31,307	77	76,737	35,269	41,468
22	67,264	34,514	32,750	78	75,107	34,342	40,765
23	67,661	34,498	33,163	79	70,547	32,300	38,247
24	67,018	34,520	32,498	80～84歳	259,772	113,857	145,915
25～29歳	328,034	169,646	158,388	80	61,396	27,595	33,801
25	67,510	34,664	32,846	81	50,876	22,667	28,209
26	66,627	34,434	32,193	82	51,240	22,501	28,739
27	64,493	33,457	31,036	83	49,726	21,519	28,207
28	65,047	33,626	31,421	84	46,534	19,575	26,959
29	64,357	33,465	30,892	85～89歳	158,607	59,976	98,631
30～34歳	341,240	177,069	164,171	85	40,873	16,550	24,323
30	65,556	33,975	31,581	86	34,682	13,649	21,033
31	66,600	34,622	31,978	87	31,577	11,805	19,772
32	68,552	35,603	32,949	88	27,548	9,982	17,566
33	70,208	36,555	33,653	89	23,927	7,990	15,937
34	70,324	36,314	34,010	90～94歳	70,095	20,215	49,880
35～39歳	382,221	197,396	184,825	90	20,046	6,309	13,737
35	73,936	38,321	35,615	91	16,646	4,921	11,725
36	76,086	39,191	36,895	92	13,932	3,927	10,005
37	76,912	39,672	37,240	93	10,748	2,919	7,829
38	77,779	40,030	37,749	94	8,723	2,139	6,584
39	77,508	40,182	37,326	95～99歳	18,147	3,456	14,691
40～44歳	432,210	222,996	209,214	95	6,455	1,408	5,047
40	80,532	41,451	39,081	96	4,527	877	3,650
41	83,801	43,092	40,709	97	3,220	565	2,655
42	86,147	44,329	41,818	98	2,278	363	1,915
43	88,471	45,846	42,625	99	1,667	243	1,424
44	93,259	48,278	44,981	100歳以上	2,890	360	2,530
45～49歳	518,343	267,867	250,476	(再掲)			
45	97,357	50,531	46,826	15歳未満	736,623	377,749	358,874
46	103,962	53,551	50,411	15～64歳	3,813,987	1,962,763	1,851,224
47	106,850	55,125	51,725	65歳以上	1,733,870	777,475	956,395
48	106,139	54,738	51,401	年齢別割合(%)			
49	104,035	53,922	50,113	15歳未満	11.7	12.1	11.3
50～54歳	457,015	235,660	221,355	15～64歳	60.7	62.9	58.5
50	100,077	51,500	48,577	65歳以上	27.6	24.9	30.2
51	97,948	50,370	47,578	平均年齢	47.1	45.8	48.4
52	94,499	49,036	45,463	年齢中位数	48.0	46.9	49.2
53	92,996	48,129	44,867				
54	71,495	36,625	34,870				

資料：国勢調査（総務省統計局） 注）不詳補完値による

5. 千葉県の人口重心

千葉県の人口重心の推移（大正9年～令和2年）

年 次	東 度	分	経 秒	北 度	分	緯 秒	移動距離 km	位 置
大正 9年	140	12	26	35	32	36	—	市原市瀬又付近
14年	140	12	12	35	32	00	0.8	千葉市誉田町付近
昭和 5年	140	12	11	35	33	23	0.7	〃
10年	140	12	10	35	33	40	0.5	〃
15年	140	11	57	35	34	01	0.7	千葉市平山町付近
22年	140	11	18	35	34	18	1.1	〃
25年	140	11	12	35	34	29	0.4	〃
30年	140	10	45	35	34	55	1.0	〃
35年	140	09	56	35	35	34	1.7	千葉市仁戸名町付近
40年	140	08	07	35	36	56	3.7	千葉市貝塚町付近
45年	140	06	31	35	37	45	2.9	千葉市轟町付近
50年	140	05	40	35	38	31	1.9	千葉市小仲台付近
55年	140	05	15	35	39	04	1.2	千葉市小中台町付近
60年	140	05	03	35	39	21	0.6	千葉市朝日ヶ丘付近
平成 2年	140	04	56	35	39	39	0.6	千葉市畑町付近
7年	140	05	08	35	40	00	0.7	千葉市花見川区畑町付近
12年	140	05	08	35	40	06	0.2	〃
12年A	140	05	34	35	40	06	—	〃
17年	140	05	25	35	40	10	0.3	〃
22年	140	05	11	35	40	20	0.5	〃
27年	140	04	59	35	40	27	0.4	千葉市花見川区天戸町付近
令和 2年	140	04	42.11	35	40	40.89	0.6	千葉市花見川区長作町付近

資料：国勢調査（総務省統計局）

人口重心の移動（大正9年～令和2年）



※人口重心の算出方法

人口重心とは、人口の一人ひとりが同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が全体として平衡を保つことのできる点をいいます。

平成 12 年までは、市区町村役場の位置にその市区町村の人口が集まっているものと仮定し、都道府県及び全国の人口重心を算出してきましたが、平成 17 年からは、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、市区町村、都道府県及び全国の人口重心を算出しました。

そのため平成 12 年においては、双方の結果を掲載しています。（平成 12 年 A は平成 17 年の方法により遡及計算したものです。）

なお、平成 12 年～17 年の移動距離については、この基本単位区ごとに算出する方法により遡及計算した平成 12 年の人口重心 A を用いて算出しました。

※ 参考

- (1) 基本単位区とは、街区又は街区に準じた地域を基準とした地域単位（全国で約 200 万）をいいます。
- (2) 人口重心及び基本単位区の図形中心点の経度、緯度は、「世界測地系」を用いています。
なお、平成 12 年までの人口重心の経度、緯度についても、国土地理院の計算式に従って「日本測地系」から「世界測地系」に変換しています。
- (3) 全国、都道府県のほか市区町村の人口重心についても、総務省統計局のホームページに掲載しています。（<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/topics/index.html>）

6. 千葉県毎月常住人口調査について

目的

千葉県毎月常住人口調査は、県内に常住する人口及び世帯の移動状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

推計の方法

直近の国勢調査人口を基礎として、毎月市町村長から報告された、出生数、死亡数、県内外からの転入者数と転入世帯数及び県内外への転出者数と転出世帯数を前月に加減し、その月の人口と世帯を推計する。

調査の対象

県内に常住する人口及び世帯と、住民基本台帳法に基づきその市区町村から転出した者及び世帯、その市区町村に転入した者及び世帯、並びに出生した者、死亡した者及び分離・消滅・合併した世帯を調査の対象とする。

世帯とは住民基本台帳法第6条に基づく世帯であり、住居と生計を共にしている者を一つの世帯とする。

世帯の把握の仕方は次のとおりである。

- (1) 一般の家庭……世帯人員をまとめて1世帯とする。
- (2) 寄宿舍・独身寮に住んでいる人……住居は1つであるが生計は別であるので、一人ひとりをそれぞれ1世帯とする。
- (3) 住込の営業使用人、家事使用人等の世帯については、住民基本台帳法第6条の規定に基づき個々の実態に応じて処理する。

提出期日

各市町村では、「千葉県毎月常住人口調査票」第1表から第7表までを月ごとに集計し、各1部を調査月の**翌月の15日までに**、県総合企画部統計課に提出する。

調査票の記入要領

一般的注意事項 この調査票は、各市町村で住民基本台帳法に基づき、住民票の記載及び消除された者につき、その人口及び世帯数を調査票に示す事由別に毎月 1 日から末日までの 1 か月分をまとめて作成する。

なお、事実の発生日と届出の日（職権による処理日）がその月を異にするときは、原則として届出の日に属する月の動態として取り扱うこと。但し転出については転出予定年月日をもって把握すること。

また、同一市町村内で転居した場合（住民基本台帳法第 23 条）は調査の対象外であるが、世帯の一部が転居した場合（又は既にある世帯の一部となった場合）、世帯数の増減については世帯分離（又は世帯合併）として計上すること。

第 1 表 「人口」

① 前月末人口

前月末人口を日本人、外国人別及び男女別に記入する。

この欄は、前月分報告の「当月末人口」欄と一致する。

ただし、市町村間の廃置分合あるいは、境界変更等により合体若しくは編入された住民はその数を加えて記入し、分立によってその市町村から離れた住民は、その数を除いて記入する。

また、分割がなされた場合は、新市町村としてそれぞれ調査票を改めて記載する。

なお、上記ただし書に該当する場合は、転出入には当たらないため、第 2 表及び第 4 表から第 7 表には計上しない。（⑪に状況を記載する）

第 2 表 「住民票記載、消除数等（人口）」

記載欄について

② 自然動態

出生した者の数を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。

③ 社会動態 その他

従前の住所なし及び実態調査等による職権で記載した数、帰化等・国籍喪失による職権で記載した数の合計を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。

なお、帰化等・国籍喪失による記載について、日本人の記載欄は帰化等により外国籍から日本国籍を有する住民となった者の数となり、外国人の記載欄は国籍喪失により日本国籍から外国籍を有する住民となった者の数となる。

（転出取消し）

転出届の転出予定年月日で処理したところその翌月本人が転出取消しをした場合、その他として該当欄（③のいずれか）に加算する。

消除欄について

④ 自然動態

死亡した者の数を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。（戸籍法第 35 条、第 9 条及び大正 5 年 2 月 3 日民第 1836 号により死亡が確定、確認したものを含む。）

⑤ 社会動態	県内間の移動	県内他市町村への転出者数を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。
⑥	その他	実態調査等による職権で消除した数、 帰化等・国籍喪失による職権で消除した数の合計を日本人と外国人を分けて記入する。 なお、帰化等・国籍喪失による消除について、日本人の消除欄は国籍喪失により日本国籍から外国籍を有する住民となった者の数となり、外国人の消除欄は帰化等により外国籍から日本国籍を有する住民となった者の数となる。

第3表 「世帯」

⑦ 前月末世帯	前月末世帯数を記入する。 この欄は、前月分報告の「当月末世帯」欄と一致する。 ただし、市町村間の境界変更等があった場合は第1表「人口」(①により説明)と同様に世帯数を加減し記入する。
---------	--

第4表 「住民票記載、消除数等（世帯）」

記載欄について

⑧ 社会動態	
県外との移動	第5表に計上する県外からの転入により増えた世帯数を記入する。
県内間の移動	第7表に計上する県内からの転入により増えた世帯数を記入する。
(世帯の分離)	同一市町村内で世帯の分離があった場合、分離で増えた世帯数は県内間の移動に加算する。
その他	第2表の記載欄その他(③により説明)に計上する移動により増えた世帯数を記入する。 ただし、特殊な事情により、出生が理由で明らかに世帯数を増とすべき場合にもこの欄に加算する。

消除欄について

⑨ 自然動態	1人で1世帯を構成している者が死亡した場合は、この欄に記入する。
⑩ 社会動態	
県外との移動	第6表に計上する県外への転出により減った世帯数を記入する。
県内間の移動	第2表の消除欄 社会動態(⑤により説明)に計上する移動により減った世帯数を記入する。
(世帯の合併)	同一市町村内で世帯の合併があった場合、合併で減った世帯数は県内間の移動に加算する。
その他	第2表の消除欄その他(⑥により説明)に計上する移動により減った世帯数を記入する。

⑪ 前月に比較し増減の著しい場合等の理由	記入された各欄の数が、前月に比較し著しい差がある場合及び市町村合併並びに実態調査等により、住民に変動があった場合、若しくは数値だけでは理解するに困難を来すおそれがある場合には、その理由
----------------------	--

をできるだけ詳細に記入する。

⑫ 取扱者氏名

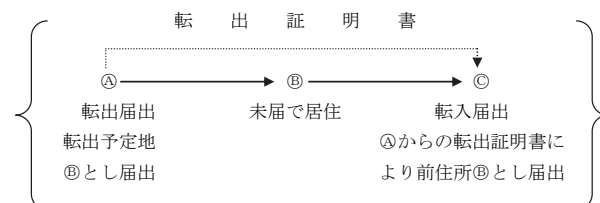
調査票作成者の所属、氏名及び連絡先を記入する。

第5表 「県外との移動（転入者）」

⑬ 日本人

日本人で他の都道府県及び国外からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

また、現居住地（⑥）に未届で居住していた者が前住所（④）の書類を転入地（③）に届出した場合は、転入届出地（③）は、未届地（⑥）からの転入者として取り扱う。なお外国人（⑭）及び県内からの転入（⑰⑱）についても同様に扱う。



⑭ 外国人

外国人で他の都道府県及び国外からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

第6表 「県外との移動（転出者）」

⑮ 日本人

日本人で他の都道府県及び国外への転出者の数を男女別に該当欄に記入する。

⑯ 外国人

外国人で他の都道府県及び国外への転出者の数を男女別に該当欄に記入する。

第7表 「県内からの転入」

⑰ 日本人

日本人で県内他市町村からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

⑱ 外国人

外国人で県内他市町村からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

7. 千葉県毎月常住人口調査要綱他関係法令

千葉県毎月常住人口調査要綱

	平成 4 年 4 月 1 日千葉県告示第 328 号
改正	平成 8 年 3 月 25 日千葉県告示第 317 号
	〃 平成 13 年 3 月 16 日千葉県告示第 248 号
	〃 平成 14 年 3 月 12 日千葉県告示第 135 号
	〃 平成 15 年 5 月 6 日千葉県告示第 454 号
	〃 平成 17 年 1 月 25 日千葉県告示第 7 8 号
	〃 平成 17 年 2 月 15 日千葉県告示第 121 号
	〃 平成 17 年 4 月 19 日千葉県告示第 393 号
	〃 平成 17 年 10 月 11 日千葉県告示第 717 号
	〃 平成 17 年 11 月 29 日千葉県告示第 861 号
	〃 平成 18 年 3 月 3 日千葉県告示第 109 号
	〃 平成 22 年 3 月 19 日千葉県告示第 179 号
	〃 平成 22 年 3 月 30 日千葉県告示第 241 号
	〃 平成 24 年 6 月 22 日千葉県告示第 437 号
	〃 平成 24 年 12 月 28 日千葉県告示第 732 号
	〃 平成 27 年 3 月 31 日 千葉県告示第 321 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千葉県統計調査条例(昭和 25 年千葉県条例第 1 号。以下「条例」という。)第 3 条第 2 項の規定により、千葉県毎月常住人口調査(以下「毎月常住人口調査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第 2 条 毎月常住人口調査は、県内に常住する人口の動態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の範囲)

第 3 条 毎月常住人口調査は、市町村(千葉市にあっては、区。次条において同じ。)において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき住民票に記載され、又は住民票を消除された者について行う。

(調査事項)

第 4 条 毎月常住人口調査は、市町村における次の各号に掲げる事項について行う。

- 1 人口
- 2 世帯数
- 3 調査期日(次条の規定による調査期日をいう。以下同じ。)以前 1 月間における出生者数及び死亡者数
- 4 調査期日以前 1 月間における転入者数及び転出者数
- 5 前各号に掲げる事項の増減の著しい理由
- 6 その他知事が特に必要があると認めた事項

(調査期日)

第 5 条 毎月常住人口調査は、毎月末日現在によって行うものとする。

(調査の方法)

第6条 毎月常住人口調査は、毎月常住人口調査票（以下「調査票」という。）（別記様式）によって行う。

(調査票の提出)

第7条 市町村長は、知事が別に定めるところにより、第4条各号に掲げる事項について調査票を作成し、調査期日の属する月の翌月の15日までに知事に提出するものとする。

(結果の公表)

第8条 知事は、前条の規定により提出された調査票の審査及び集計を行い、結果表を作成して速やかに公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に千葉県毎月常住人口調査規則を廃止する規則（平成4年千葉県規則第56号）による廃止前の千葉県毎月常住人口調査規則（昭和42年千葉県規則第15号）の規定によりなされている調査、調査票等の保存その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた調査、調査票等の保存その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成8年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年6月6日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年5月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年1月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年6月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年11月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成18年1月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。ただし、別記様式の改正規定及び次項の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年6月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年12月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

千葉県毎月常住人口調査票
(年 月 分)

千葉県知事 様
市町村長

下記のとおり報告します。

コード	市区町村名

第1表 人口		(年 月末現在)		
		前月末人口	当月中の増減	当月末人口
日 本 人	男			
	女			
	計			
外 国 人	男			
	女			
	計			
人口総数	男			
	女			
	計			

第2表 住民票記載、消除数等(人口)		(年 月中)				
			自然動態	社会動態		
			出生・死亡	県外との移動	県内間の移動	計
記 載	日本人	男				
		女				
		計				
	外国人	男				
		女				
		計				
消 除	日本人	男				
		女				
		計				
	外国人	男				
		女				
		計				

第3表 世帯		(年 月末現在)		
		前月末世帯	当月中の増減	当月末世帯
世帯総数				

第4表 住民票記載、消除数等(世帯)		(年 月中)				
		自然動態	社会動態			計
		出生・死亡	県外との移動	県内間の移動	その他	
記 載						
消 除						

前月に比較し増減の著しい場合等の理由	
--------------------	--

所属名	担当者氏名	電話番号

コード	市区町村名

第5表 県外との移動(転入者)

(年 月中)

	転入者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
外国						
合計						

コード	市区町村名

第6表 県外との移動(転出者)

(年 月中)

	転出者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
外国						
合計						

コード	市区町村名

第7表 県内からの転入

(年 月中)

	転入者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
千葉市中央区						
千葉市花見川区						
千葉市稲毛区						
千葉市若葉区						
千葉市緑区						
千葉市美浜区						
千葉市						
銚子市						
市川市						
船橋市						
館山市						
木更津市						
松戸市						
野田市						
茂原市						
成田市						
佐倉市						
東金市						
旭市						
習志野市						
柏市						
勝浦市						
市原市						
流山市						
八千代市						
我孫子市						
鴨川市						
鎌ヶ谷市						
君津市						
富津市						
浦安市						
四街道市						
袖ヶ浦市						
八街市						
印西市						
白井市						
富里市						
南房総市						
匝瑺市						
香取市						
山武市						
いすみ市						
大網白里市						
酒々井町						
栄町						
神崎町						
多古町						
東庄町						
九十九里町						
芝山町						
横芝光町						
一宮町						
睦沢町						
長生村						
白子町						
長柄町						
長南町						
大多喜町						
御宿町						
鋸南町						
合計						

関 係 法 令

住民基本台帳法（抜すい）

（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（住民基本台帳の作成）

第 6 条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。

3 略

（住民票の記載事項）

第 7 条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

(1) 氏名

(2) 出生の年月日

(3) 男女の別

(4) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(5) 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

(6) 住民となった年月日

(7) 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

(8) 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

(8 の 2) ～ (14) 略

(住民票の記載等)

第8条 住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「住民票の記載等」という。）は、（中略）、政令で定めるところにより、第4章若しくは第4章の4の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第9条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2～3 略

(転入届)

第22条 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第30条の46において同じ。）をした者は、転入をした日から14日以内に、次に掲げる事項（中略）を市町村長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 転入をした年月日
- (4) 従前の住所
- (5) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- (6) 転入前の住民票コード（転入をした者につき直前に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直前に記載した住民票コードをいう。）
- (7) 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 前項の規定による届出をする者（同項第7号の者を除く。）は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

(転居届)

第23条 転居（一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。）をした者は、転居をした日から14日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 転居をした年月日
- (4) 従前の住所
- (5) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(転出届)

第 24 条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯変更届)

第 25 条 第 22 条第 1 項及び第 23 条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があった者（政令で定める者を除く。）は、その変更があった日から 14 日以内に、その氏名、変更があった事項及び変更があった年月日を市町村長に届け出なければならない。

(届出の方式等)

第 27 条 この章又は第 4 章の 4 の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

2～3 略

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第 30 条の 45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであって市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第 7 条の規定にかかわらず、同条各号（第 5 号、第 6 号及び第 9 号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下この章において「入管法」という。）第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となった年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となった年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

中長期在留者（入管法第 19 条の 3 に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）	1 中長期在留者である旨 2 入管法第 19 条の 3 に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあっては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）	1 特別永住者である旨 2 入管特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号

一時庇護許可者（入管法第 18 条の 2 第 1 項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第 61 条の 2 の 4 第 1 項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）	1 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 2 入管法第 18 条の 2 第 4 項に規定する上陸期間又は入管法第 61 条の 2 の 4 第 2 項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間
出生による経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第 22 条の 2 第 1 項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在者（日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）	出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）

第 30 条の 46 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等は、第 22 条の規定にかかわらず、転入をした日から 14 日以内に、同条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となった年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第 18 条の 2 第 3 項に規定する一時庇護許可書）を提示しなければならない。

（調査）

第 34 条 市町村長は、定期に、第 7 条及び第 30 条の 45 の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

- 2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第 7 条及び第 30 条の 45 の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3～4 略

(資料の提供)

第 37 条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 略

(適用除外)

第 39 条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。

附 則

(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)

第 2 条 住民登録法（昭和 26 年法律第 218 号）及び住民登録法施行法（昭和 27 年法律第 106 号）は、廃止する。

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

2 略

3 前 2 項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

住民基本台帳法施行令（抜すい）

(昭和 42 年 9 月 11 日政令第 292 号)

(住民票の記載)

第 7 条 市町村長は、新たに市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。

2 市町村長は、一の世帯につき世帯を単位とする住民票を作成した後に新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者でその世帯に属することとなったもの（既に当該世帯に属していた者で新たに法の適用を受けることとなったものを含む。）があるときは、その住民票にその者に関する記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をしなければならない。

(住民票の消除)

第8条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあっては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。

(住民票の記載の修正)

第9条 市町村長は、住民票に記載されている事項（住民票コードを除く。）に変更があったときは、その住民票の記載の修正をしなければならない。

(職権による住民票の記載等)

第12条 市町村長は、法第4章又は第4章の4の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知ったときは、当該住民票の記載等をすべき事実を確認して、職権で、第7条から第10条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2～4 略

(住民票の消除に関する手続)

第13条 市町村長は、住民票を消除したときは、その事由（転出の場合にあっては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第24条の2第1項に規定する転出届（以下「転出届」という。）に基づき住民票を消除した場合にあっては、転出の予定年月日）をその消除した住民票に記載（法第15条の2第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する消除した住民票にあっては、記録。次項及び第17条第1号において同じ。）をしなければならない。

- 2 法第9条第1項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る消除した住民票に転出をした旨の記載をするとともに、前項の規定により当該消除した住民票に記載をした転出先の住所が当該通知に係る住民票に記載をされた住所と異なるときは、当該転出先の住所を訂正しなければならない。

3～4 略

(転出証明書)

第23条 法第22条第2項に規定する住所の異動に関する文書で政令で定めるものは、前住所地の市町村長が作成する転出の証明書（以下「転出証明書」という。）とする。

- 2 転出証明書には、法第7条第1号から第5号まで、第8号の2及び第13号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 住 所

(2) 転出先及び転出の予定年月日

(3)～(5) 略

自治事務次官進達（抜すい）

住民基本台帳法等の施行について（通知）

自治振第 147 号

昭和 42 年 9 月 25 日

3 市町村長等の責務

(1) 住民基本台帳の記録の正確性の確保

ウ 調査

市町村長は、定期に住民票の記載事項について調査するものとされるとともに（法第 34 条第 1 項）、必要があると認めるときは、いつでも住民票の記載事項について調査をすることができるものとされたこと（法第 34 条第 2 項）。これは、この法律においては、住民を把握するためにあらゆる手段を講じているが、今日のような人口の移動の激しい状況のもとでは、定期的に実態を調査することなしには、住民に関する正確な記録を行なうことは困難であると認められたためであるので、この趣旨にのっとり、できるだけ毎年 1 回、定期調査を行なうこととするとともに、その市町村の実態に即した実効ある適切な実施の方法を検討され、かつ、住民からの届出や住民票に記載された事項が事実と反する疑いがあるとき等市町村長が必要と認めるときは、必要に応じて調査を行ない、もって住民基本台帳の記録の正確性の確保に努められたいこと。

8. 市区町村コード一覧表

令和7年1月1日現在

市 区 町 村 名	市区町村コード	市 区 町 村 名	市区町村コード	市 区 町 村 名	市区町村コード
千 葉 市	100	四 街 道 市	228	夷 隅 郡	
		袖 ケ 浦 市	229	大 多 喜 町	441
中 央 区	101	八 街 市	230	御 宿 町	443
花 見 川 区	102	印 西 市	231	安 房 郡	
稲 毛 区	103	白 井 市	232	鋸 南 町	463
若 葉 区	104	富 里 市	233		
緑 区	105	南 房 総 市	234		
美 浜 区	106	匝 瑤 市	235		
銚 子 市	202	香 取 市	236		
市 川 市	203	山 武 市	237		
船 橋 市	204	い す み 市	238		
館 山 市	205	大 網 白 里 市	239		
木 更 津 市	206				
松 戸 市	207	印 旛 郡			
野 田 市	208	酒 々 井 町	322		
茂 原 市	210	栄 町	329		
成 田 市	211	香 取 郡			
佐 倉 市	212	神 崎 町	342		
東 金 市	213	多 古 町	347		
旭 市	215	東 庄 町	349		
習 志 野 市	216	山 武 郡			
柏 市	217	九 十 九 里 町	403		
勝 浦 市	218	芝 山 町	409		
市 原 市	219	横 芝 光 町	410		
流 山 市	220	長 生 郡			
八 千 代 市	221	一 宮 町	421		
我 孫 子 市	222	睦 沢 町	422		
鴨 川 市	223	長 生 村	423		
鎌 ケ 谷 市	224	白 子 町	424		
君 津 市	225	長 柄 町	426		
富 津 市	226	長 南 町	427		
浦 安 市	227				

【調査の沿革】

昭和 36 年	千葉県人口動態調査結果（千葉県人口動態調査要綱）
昭和 37 年～昭和 41 年	千葉県毎月人口調査結果（千葉県毎月人口調査要綱）
昭和 42 年～平成 3 年	千葉県毎月常住人口調査結果（千葉県毎月常住人口調査規則）
平成 4 年以降	千葉県毎月常住人口調査結果（千葉県毎月常住人口調査要綱）

令和 6 年千葉県毎月常住人口調査報告書年報

令和 7 年 2 月発行

編 集 千葉県総合企画部統計課

発 行 千葉県総合企画部統計課

千葉県中央区市場町 1 番 1 号

電 話 0 4 3 (2 2 3) 2 2 2 3